平成２５年（フ）第５０３号
愛知県名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘402号、開始決定時の住所愛知県名古屋市緑区乗鞍２丁目1201番地
破産者　田中　和興
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０４号
愛知県安城市美園町藪田55番地　県営依佐美住宅Ｆ－405、開始決定時の住所愛知県大府市共西町３丁目235番地
破産者　田中　睦美
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県小野市本町38番地、開始決定時の住所兵庫県三木市別所町高木882番地
破産者　津村　克靖
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２９号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内599番地
破産者　丸山　裕士
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
北海道十勝郡浦幌町字万年359番地54
破産者　北光ファームこと　雁部　和弘
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2210番地　善協マンション403号
破産者　橋本　香織（旧姓上口）
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１４０８号
大阪市西区江戸堀１丁目13番２号
破産者　エストレイド株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年４月21日午後３時
平成26年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５２７号
静岡県浜松市中区萩丘４―22―11　レオパレスひまわりくん101、開始決定時の住所大阪市住吉区万代４丁目９番16号　クレール帝塚山202号室
破産者　密田　真樹
1　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
2　一般調査期日　平成26年５月12日午後３時30分
平成26年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目８番18号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町10丁目376番地73
破産者　藤川　克仁
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年５月23日午前10時30分
平成26年２月20日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４号
佐賀県唐津市八幡町690番地７、前住所佐賀県唐津市藤崎通6918番地
破産者　山村　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成26年５月20日まで
2　一般調査期日　平成26年６月17日午後１時30分
平成26年２月20日　佐賀地方裁判所唐津支部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第４５７６号
大阪市淀川区西三国３丁目17番５号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市宮山町２丁目20番５号
破産者　株式会社Ｔ＆Ｆ
1　期日　平成26年３月19日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１号
岡山市北区中山下１丁目10番10号
清算株式会社　株式会社ジェットストリームプロジェクト
代表清算人　岡田　　哲
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０９６号
東京都渋谷区本町１丁目６番２号
清算株式会社　カシオエンターテイメント株式会社
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２１０２号
東京都港区高輪３丁目５番23号
清算株式会社　株式会社ジョイント・ファイナンス
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目１番10号
更生会社　トスコ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
1　更生計画第２章第２節第２項の末尾に、
「　前記にかかわらず、管財人は裁判所の許可を得て、各分割弁済額について、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３か月以内に一括弁済日を定める。」
を追加する。
2　更生計画第２章第２節第３項⑵イの次に、
「ウ　前記にかかわらず、管財人は裁判所の許可を得て、更生計画に基づき弁済すべき更生債権額の残額から、更生計画に基づく各弁済期日から一括弁済日まで年５％の割合の複利計算による中間利息を控除した額を、一般更生債権者のうち一括弁済に同意する者に対して、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３か月以内に一括弁済日を定める。
エ　前記ウの一括弁済を受けた更生債権については、一括弁済が行われた時点で、一括弁済額を超える部分の免除を受ける。」
を追加する。
3　更生計画第３章第２節第２項⑵の末尾に
「　前記にかかわらず、管財人は裁判所の許可を得て、各分割弁済額について、一括弁済することができる。この場合、裁判所の許可を得た日から３か月以内に一括弁済日を定める。」
を追加する。